新型コロナウイルス感染症対策に伴う

バドミントン活動ガイドライン

（３章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって）

令和２年６月 12 日

（第２版令和３年２月８日）

公益財団法人 日本バドミントン協会

本ガイドラインは、公益財団法人日本バドミントン協会が作成した、『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン』の『３章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって』を単独で公開しているものです。
大会実施時以外にも、講習会やイベントなどを行う際には本ガイドラインの内容を十分確認の上で、実施するようにしてください。

３章　バドミントン競技大会・イベント実施にあたって

３－１．基本的な考え方

バドミントン競技大会及びイベントを開催する場合は、内閣府や厚生労働省等の関係各所の最新の発表内容をもとに、開催地都道府県及び市区町村の担当部署と協議の上、本資料を参照し実施にあたるようにしてください。なお、『緊急事態宣言』が発令している都道府県がある場合には、無観客や大会関係者のみに限定するなどの各所の指示に基づいた感染対策を施すことが必要とされます。感染状況及び医療機関の状況によっては、開催を中止する事も視野に入れてください。

主催側は、参加者に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴う競技大会・イベントについてはその旨も含め担当部署と事前相談を行うこと。

なお、９月１１日付事務連絡２．（１）のとおり、参加者や主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、、これまでも必要に応じて別紙６の記載事項に留意するよう促すこととしてきたが、今後、別紙７及び別紙８の記載事項についても留意するよう促すこと。

原則として参加者及び関係者の健康・安全の確保を最優先とし、大会規模は最新の発表情報を随時確認しながら実施については、以下の段階を踏まえて検討するようにしてください。

（2021 年 2 月 8 日時点）

Ⅰ　１２月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

○　**感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
○　**イベントの人数上限及び収容率要件**については、当面来年２月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年２月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、**見直すこともあり得ることとする。**
○　その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**１２月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**（クラシック音楽コンサート等）**を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント**（ロック・ポップコンサート等）**を50%以内とする現行制限を維持**した上で、**飲食を伴うが発声がないもの**（映画館等）**は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内**とする。
○　これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
○　全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。**
○　来年３月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
１２月１日～ 当面来年２月末まで	イベントの類型	**大声での歓声・声援等が ないことを前提としうるもの** ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会　等 ・**飲食を伴うが発声がないもの**（注２）	**大声での歓声・声援等が 想定されるもの** ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント　等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	**50%**（※）**以内** （席がない場合は十分な間隔）

注１：人数上限については現行と同様とする。
注２：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。
（※）ただし、異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

（参照）

◆内閣官房　新型コロナウイルス感染症対策分科会第１５回

（令和２年１１月１２日掲載）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona15.pdf

３－２．大会開催への配慮及び準備に関する留意事項

主催者は大会実施に際して従来の大会運営作業に加えて、会場内において参加者が密にならないようにすることや、飛沫防止対策などの感染症拡大防止対策を行い大会運営することが必要となります。

以下の点などを事前に自治体等の関係機関と主催者側との間で確認し、事前に伝達事項の周知を行ってください。特にバドミントンの大会においては、当日の受付、パンフレット配布、オーダー用紙配布回収、会場練習、開閉会式、観客席や控室などでの試合待機時間などの場面で、参加規模によっては密な状態となることが想定されます。

従来の形に捉われず、開催時期や使用する施設の規模、地理的条件等を充分検討したうえで、大会規模を設定し実施に向けて作業を進めてください。

実施にあたり、別表１（当日に関する確認事項（大会関係者向け））をご使用ください。

（１） 大会関係者について

大会関係者（大会に関わる人）とは、選手だけでなく、チームスタッフ・大会スタッフ、大会カテゴリーによっては保護者までを対象とする。

・選手及び指導者、大会スタッフ等の関係者の総数を想定して検討する。

・運営スタッフ等の体調確認を行う。

運営に関わる全てのスタッフの検温を実施し、書類（団体用：別紙１／個人用：別紙２）による体調の確認を行う。

・大会関係者は、常時マスクを着用する。水分補給を促し、熱中症対策も講じる。

・状況により、観客(応援者)の入場制限を行う。（事前告知）

→段階を経て、観客の入場方法を検討する。

（２） 会場内使用する物品の確認

感染拡大予防として、各所で使用する物品（消毒薬、遮蔽用具、清掃用具等）を事前に確認し準備する。その際、主催者側と開催施設側で準備する範囲等を明確にする。

（３） 式典等、運営の簡略化

開閉会式、表彰式などは、参加者が密になる状態を避けるため、開催の有無、参加者の制限、内容の簡略化など、柔軟に対応する。

・レセプションについては、極力開催しないこと。

・諸注意などの伝達事項は、書面配付やSNSを活用する。

・物品販売の規制又は禁止する。

（４） 大会会場内に関する確認及び準備事項

会場の使用方法等については、施設管理者（自治体・指定管理者等）と十分に協議の上、実施内容や役割を決める。

１）会場出入口等

・運営上支障のない範囲でドアを常時開放する（換気とドアへの接触を防ぐため)。

・開場時に人数を区切って入場させる（事前に来場時間分けを行うなど来場時間を分散する)。

・下駄箱の利用を禁止する（各自ビニール袋等で自己管理等を行う)。

・入場制限を行う際は、事前に制限方法を決め、施設側へ伝える。

・密を避けるため、組み合わせやタイムテーブルの貼付は行わない。

２）トイレ、手洗い場所

トイレ（洗面所）は感染リスクが比較的高いため、以下に配慮する。

・関係者が触れると考えられる場所（洗面台、ドアノブ等）をこまめに消毒する。

・洗面所には、石鹸（ポンプ型が望ましい）やアルコール等の手指消毒剤を用意する。
・手指乾燥機は使用しない。

3）更衣室、食事・休憩・待機スペース（参加者）

・更衣室の使用については、施設管理者が定める基準に従い、人数制限・利用方法を定めシャワーは使用せず、更衣のみにする。大会要項への記載や会場掲示などを行い、周知する事。
・食事場所は、飛沫が発生し感染リスクが高いことから、場所を指定し、密にならないよう感染拡大防止を徹底する。屋外への設置を推奨する。
・参加者の待機スペースは、利用可能範囲を示し、使用場所を指定し席の移動を禁止する。
・定期的な消毒を行う。

4）大会本部及び関係者控室

・大会本部の設置は、密を避けるように配置し、適切な運営スペースを確保する。
・関係者控室は、なるべく多くの部屋を確保し、密を避けるようにする。但し、確保が困難な場合は、飛散防止シート等の設置、利用人数の制限を行う。
・可能な限り常時、窓や扉を開放する。難しい場合は、換気をこまめに行う。
・運営物品や共用物等は、定期的に消毒を行う。
・大会会場で体調不良者が発生した際に、隔離待機させる部屋を用意する。
（選手対応として、選手以外の関係者は帰宅させる）

5）競技会場（競技スペース）及び競技関係用具類等

バドミントンの大会は体育館内で行われるため、換気については特に配慮が求められます。また、競技で使用する用具には不特定多数の方が直接手を触れる物が多いため、開催期間の前後を含む継続した対応が必要です。

・遮光性に配慮の上、可能な限り窓や扉を開放して行う。
・窓や扉の開放ができない場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う。その際は、換気のタイミングや換気時間等を決め、事前に周知する。
なお、常時換気できる設備がある場合は、可能な限り使用する。
・コートサイドには、選手が使用するカゴやドリンクケースを設置せず、各自バッグを持参させ、飲み物も各自バッグに収容させる。
・コーチ席は１席、または設置しない。
・コートのモップ掛けは、ゲーム毎と試合終了後に行う。
・コート面をアルコールなどの溶剤で吹く際には事前に施設管理者と確認する事。

・毎試合終了後、審判台・サービスジャッジ席・線審席・コーチ席・サービス高測定器・得点板等を消毒する。（消毒係を事前に決めておく）

６）競技関係者及び競技中の確認事項

・主審、サービスジャッジ、線審、得点係等は、マスクを着用する。
また、可能であればフェイスシールドの着用など、他の対策も必要に応じて追加し実施する事。（水分補給を促し、熱中症対策を講じる）

・サービスジャッジ、線審は手袋（ビニール/ゴム）を必要に応じて使用する。

・選手同士や審判員との握手は行わない。

・トスは、フィジカルディスタンスを確保して行う。

・飛沫防止対策のためコールは、必要最小限とする。
⇒「プレイ」「フォルト」「レット」「ゲーム」等で行う。
⇒大会運営上支障のない場合サービスジャッジは、違反の種類を示す指定の合図を行い、コールはしない。
⇒大会運営上支障のない場合、線審は、指定の合図を行い、コールをしない。（主審とのアイコンタクトが重要）
⇒大会運営上支障のない場合、得点板がある場合は、ポイントのコールをしない。

・シャトルの交換は、選手がシャトルを直接筒から取り出すか、シャトル係が手袋を着用して選手に渡す。シャトルの交換時は、選手が回収ボックスに入れる。

７）観客の管理

・発熱者の入場を禁止する（外出前の検温の徹底または、入場時の検温を行う）。
発熱とは３７．５℃以上ととらえる。

・観客の入場を認める場合には、各機関の指標に基づき館内の人数を設定し、管理を行いながら実施する事。
マスクの着用を徹底してうえで、出入口付近や通路にアルコール等の手指消毒剤を設置し、観客同士が密な状態にならないように、あらかじめ定員を設定し間隔を空けるなど配慮する。（マスクが着用できないケースについては個別に対応する事）

・一斉に観客の移動が発生し、密になりそうな場合は、主催者によるコントロールが重要となりますので、事前にシミュレーションを行う。観戦場所が狭い場合には、観客の入場を不可とする。

・応援は、声援を不可とし、拍手や指定した鳴り物に限定し、指定した席で行う。席を移動しての応援や手すりからの応援はさせないようにする。会話をする場合

は、マスクの着用を励行し、あらかじめ観客者には周知する。

・会場内での諸注意等を事前周知する。

８）ゴミの処理

感染症拡大防止の観点から各自持ち帰り自宅で処分させる。

ただし、大会運営上発生したゴミは、マスク・手袋を着用した上で回収し、破棄する。作業後は、必ず手を洗い、手指を消毒する。

実施検討と実施にあたっては、最新の『催事の開催制限等について』を参照の上で開催の準備にあたるようにしてください。

◆内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策：催事の開催制限等について)参照

https://corona.go.jp/news/

イベント開催時の必要な感染防止策①　【別紙１】

（１）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
（２）基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ＊マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ＊大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（５名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

（２）基本的な感染防止等（続き）		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 ＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
（３）イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 ＊来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

2

屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント　【別紙６】

基本的方向性
- 実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。**「新しい生活様式の定着」**、**「業種別ガイドラインの遵守」を前提**に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- **自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的））等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- 地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク	感染防止策
接触感染 ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加	・こまめな**手洗い**の励行 ・出入口、トイレ等での**手指消毒** ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒 ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
飛沫感染　※5μm以上の粒子 ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加	・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能） ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を２ｍ**確保 ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
マイクロ飛沫感染　※5μm未満の粒子 ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク） ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク） ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告	・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保** ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１ｍ）空ける。 ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

（留意事項）
- 感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し　等）
- 感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入　等）
- 複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について　【別紙７】

基本的方向性
- これまでの基本的な感染防止策（別紙１）を前提に、**①大声を出すことによるリスク**、**②食事をすること（マスクを外すこと）によるリスク**、**③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の３点について検討。
- 各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- **必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク	エビデンス・実績	必要な感染防止策
大声を出す ○合唱（演者間の距離） ・**飛沫、マイクロ飛沫の飛散**による**演者間**の感染	○合唱（演者間の距離） ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**	○合唱（演者間の距離） ・演者やその家族の**体調・行動管理** ・**講じる防止策**（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）**に応じた適切な対人距離**の確保 例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等 ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）
食事をする ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**	・食事時の飛沫飛散の**実測**	○映画館　（**別紙２**） ・**会話等の発声が生じていない実績** ・**食事中の会話厳禁**（注意喚起、監視体制等） ・**食事時以外のマスク着用厳守**（必要に応じ配布等） ・**食事時間の短縮** ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）
参加者の自由行動を伴う ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性 ・固定席に比べ、**接触機会が増加**	・屋外の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション** ・感染防止策を講じた**実証実績**	○野外ロックフェス、初詣（**別紙４、５**） ・**移動時**の適切な**対人距離**の確保（**誘導人員の配置等**） ・**区画あたりの人数制限**、ビニールシート等を用いた適切な**対人距離の確保** ・**飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止** ・**大声**が発生しないよう**注意喚起**

8

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策　【別紙８】

○イベントが**大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
○イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴いリスクが高まる場面

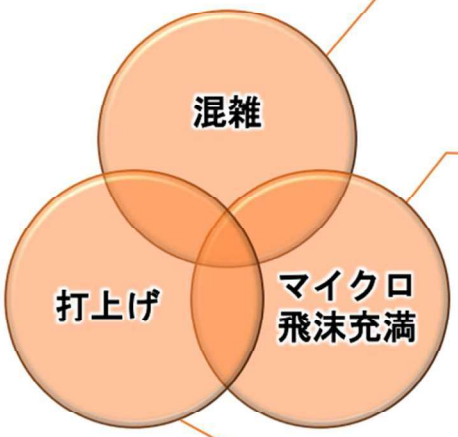

○想定される場面　**密接・密集**　**接触・飛沫**

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例
- 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面　**密閉**　**マイクロ飛沫**

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例
- 必要に応じ**入場人数を制限**
- **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- **換気状況のモニタリング**（CO_2濃度計測装置の設置等）
- 地下道を避け、**地上道路を利用**するよう誘導
- 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面　**３密**　**接触・飛沫・マイクロ飛沫**

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例
- **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起**
- 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- **「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」**に沿った飲み会等
- **歌唱を行う場合のマスク着用**

9

３－３．大会の参加者募集に関する留意事項

主催者は、大会参加者の募集に際し、事前に感染症拡大防止のため、参加にあたっての遵守事項を明確にしてください。また、参加者の安全を確保するため、これを遵守できない参加者には、大会前・大会中に関わらず参加資格を取り消したり、途中退場を求めたりすることを事前に周知した上で募集を行ってください。

主催者が参加者に求める感染症拡大防止における以下の措置を周知してください。

（１）次の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる

１）体調がよくない（例：発熱・咳・倦怠感などの症状がある）

２）同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる

３）過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の隔離期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

（２）マスクの持参・着用

競技を行っていない時や、競技中の競技者以外はマスクを着用すること。

（３）手洗い、アルコール等による手指消毒等による日常の感染症予防の実施

（４）他の参加者、大会関係者等との距離の確保（できるだけ 2m 以上）

（５）大きな声での会話や応援（声援）の禁止

（６）参加者把握のため、氏名・連絡先等の個人情報取得及び管理

要項などで指定した様式にて回収し、保管を行う

（７）感染防止のために主催者が決めた措置の遵守、主催者の指示に従う

３－４．大会当日の受付時に関する留意事項

主催者は、大会当日の受付時に参加者が密な状態となることを防止し、安全に大会を開催するため、以下について配慮してください。

（１）受付場所には、アルコール等の手指消毒剤を準備する

（２）人が対面する箇所には、遮蔽物（アクリル板等）を設置する

（３）共用物品は定期的に消毒を行う

（４）受付担当者はプログラムや関係資料のなどを受け取ったり手渡ししたりするため、マスク及び手袋の着用などを行い、受け渡す時も机にいったん置き、置いた物を受け取るような対応を行う

（５）参加者が距離をおいて並べるように目印等を付ける

（６）インターネットやスマートフォンを活用した受付方法を取り入れ、密を避けるようにする（棄権の連絡やメンバー変更等）

（７）発熱や咳など体調不良の症状がある人の入場制限を行う（必要に応じて検温）

３－５．大会参加者に関する留意事項

主催者は、感染拡大防止による大会運営方法や会場の使用方法等を大会参加者に周知してください。

（１） 受付時に、健康状態確認シート（自宅で検温）を提出する

（２） 棄権時は、会場に行かず、メール及び電話等で連絡する

（３） 外履きは袋に入れ自分で管理し、下駄箱は使用しない

（４） 試合以外では、マスクを着用する

（５） 更衣室の使用については、施設管理や大会主催者が定める基準にしたがい、人数制限・利用方法を定める。

（６） 観戦は、指定された場所や席、または距離を空けて行い、席を移動しない

（７） 観戦中の応援は、声を出さず拍手などで行う。席を移動しての応援はしない

（８） ウォーミングアップは距離をあけて行う

（９） コートへの入退場は、それぞれ指定された時間に、速やかにコートに集合する（移動の際は 2m 以上の間隔を空ける）

（１０） コートサイドにはかごやドリンクケースは設置しないので、バッグ等を持参し、コートサイドもしくは所定の場所に置き、ドリンクも各自のバッグに収容する。こぼした時は、モップ等で拭きとる（自分のタオルを使用して拭かない）。

（１１） ラケット・タオル等の用具の貸借はしない

（１２） 床の汗拭きは、モップもしくは所定の用具を使用する

（１３） 汗をコート内やコートサイドに投げない

（１４） シューズの裏を手で拭かない

（１５） 試合中、意図的な声出しを極力しない。

（１６） プレーヤー同士やコーチとハイタッチ等の接触を行わない

（１７） コーチングは一定の距離を保ち、必要最小限に短時間で行う

（１８） ゴミは全て持ち帰り自宅で処分する

（１９） 自身の試合・役割（敗者審判等）が終了したら、観戦や応援をせず、速やかに帰宅する

（２０）小児（15 歳未満・中学校 3 年まで）の 37.5 未満の発熱であっても、選手の身体状況を総合的に判断し保護者が試合・合宿参加を決める。判断に迷う時は必ず医療機関を受診、医師の判断を仰ぐ。

実施にあたり、別表２（当日に関する確認事項（選手向け））をご使用ください。

３－６．その他の留意事項

主催者は、大会関係者から感染者が発生した場合の備え、個人情報の取扱いに十分注意し、大会当日に大会関係者から提出された書面や大会申込み用紙を１か月以上は保管し、速やかに確認・提出可能な状態にしてください。

また、大会終了後に、大会関係者から感染症を発症したとの報告があった場合や会場周辺の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体（保健所・保健センターなど）とあらかじめ検討しておくことが必要です。

【参考】

・感染情報調査について

感染者確認の連絡があった場合には速やかに、開催地の保健所と協議を行い対応してください。保健所から大会参加者・関係者に感染確認の連絡があった場合も同様の対応となります。

（感染症法が要請する情報開示について：十五条）

・感染情報開示について

新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「新感染症」になります。

そのため、都道府県各機関は感染者が確認されると、感染拡大防止等の為に発生状況や動向、原因などの情報等を各種情報から分析し公表することを行います。

ただし、その際の個人名の公開は必要なく、原則として非公開で実施されます。

その他の個人情報についても、本人や家族、関係者へ多大なる影響が及ぶことがあるため、十分に考慮し慎重に判断して取り扱ってください。

大会での感染確認の連絡等の際にも、該当保健所と協議の上で十分留意し内容検討の上で連絡を行ってください

（感染症法が要請する情報開示について：十六条）

別表１

当日に関する確認事項(大会関係者向け)	
□	マスクの適切な着用がされている
□	会場の換気が適切に実施されている（定期的な換気又は窓・ドアの開放 ）
□	各所ドアの常時開放（ドアへの接触を防ぐため）
□	下駄箱の利用禁止（各自ビニール袋で自己管理）
□	入場可能者の管理・チェック（特定できない人が入らない様にする）
□	入場制限（当日周知掲示）
□	受付担当者はプログラムや関係資料などを受け取ったり手渡したりするため、手袋の着用など着用を検討されている （受け渡す時に、机にいったん置いたものを受け取ってもらうようにするなどの対応を取る等）
□	人と人が対面する場所（受付・本部席等）密にならないような工夫がされている 十分なスペースが確保できない場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽されている（定期的な消毒を実施する）
□	会場内で、咳など体調不良の症状がある人の巡回を行う （必要に応じて検温し、帰宅してもらう）
□	全てのゴミの持ち帰りの事前周知（場合によってはゴミ箱の撤去をする）
□	利用者に食事場所が周知されており、遵守されている
□	役員審判控室や更衣室・洗面所など人数制限を行い、適切に守られている
□	更衣室・洗面所の利用ルールが守られている
□	待機位置の目印や案内の設置
□	選手控え利用場所の観客席などの区画指定、案内がされている
□	各所に消毒剤が適切に準備・設置されている
□	施設の定期的な消毒（洗面台・観客席・手すり・机・椅子等）がされている
□	筆記具・ボード、など共用品の定期的な消毒がされている。
□	毎試合終了後、審判台・サービスジャッジ席・線審席・コーチ席・サービス高測定器・得点板等を消毒のうえ、コートにモップを掛けて退場している

別表２

当日に関する確認事項（選手向け）	
□	外出前に健康状態確認シートは記入する（受付時に提出）
□	37.5℃以上で、体調に異変を感じた時には参加を中止する （棄権の時は会場に行かず、メール及び電話で伝える）
□	外履きは袋に入れて自分の手元に置く（下駄箱の使用しない）
□	観戦は、指定された場所や席、または距離を空けて行い、席は移動しない
□	待機時など試合以外はマスク着用する。
□	ウォーミングアップは、距離を空けて行う。
□	コートへの入退場時は一定の距離を保った上で、指定の時間にコートに入る
□	挨拶の際は十分な距離を取り、審判・選手と握手は行わない
□	試合中、意図的な声出しを極力しない。
□	コートサイドには各自バッグ等を持参し、飲み物も各自のバッグに収容する
□	ラケット、タオルの貸借をしない
□	汗をコート・コートサイドに投げることは絶対にしない
□	汗拭きはモップもしくは所定の用具を使用し行う
□	飲料を万が一溢したときにはモップで拭き取る（自身のタオルを使用しない）
□	シューズの裏を手で拭くことはしない
□	プレーヤーまたはコーチとハイタッチ等を行わない
□	コーチングは一定の距離を保った上で、必要最小限に短時間で行う
□	更衣室での密を避けるためにも定員が設定されている場合は遵守する
□	更衣室の利用については、施設管理者や大会主催者が定める基準に従い、人数制限・利用方法を定める。
□	施設にある手指乾燥機は使用しない
□	試合が終了したら（負けたら）、試合を観戦や応援をせずに、速やかに帰宅する
□	全てのゴミの持ち帰り自宅で処分する（感染症拡散防止の観点から）

※感染症対策を遵守し、37.5℃以上あるなど体温に異常がみられる場合や、体調が優れない場合には大会会場へ行かずに棄権してください。クラスターを発生させないこと、最優先です。

◆首相官邸（新型コロナウイルス感染症対策本部）

http://www.kantei.go.jp/

◆内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策：催事の開催制限等について）参照

https://corona.go.jp/news/

◆厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/index.html

◆スポーツ庁

https://www.mext.go.jp/sports/

◆公益財団法人日本スポーツ協会

https://www.japan-sports.or.jp/

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/

◆公益財団法人日本オリンピック委員会

https://www.joc.or.jp/

◆公益財団法人日本バドミントン協会

https://www.badminton.or.jp/

以上

初　版：令和２年　６月 12 日

第２版：令和３年　２月　８日